一般需要費に関する追記事項

1. 指導者講習会の実施に必要な消耗品の購入に充てる費目で、想定される耐用年数が1年未満且つ単価100.000円未満のものが対象。予算執行の趣旨から、指導者講習会参加者の昼食代は対象とならない為、注意すること。
2. 消費税がかかる場合は、単価に含めて計上する。

○消耗品に分類される物品の具体例

・文房具・用紙・ボール・ビブス・ゼッケン・印刷代

○消耗品に分類されない物品の具体例

・ｐｃ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・タブレット端末

・その他、講習会実施年度以降も専門部の資産となりうるもの。

＊上記の物品以外で、分類の判断が難しいものは必ず事前にご相談下さい。